

2. プロジェクト別原価管理について

平成25年度において、AMSの水道局からの受託業務は表8-01のとおりであり、受託金額合計は11億4百万円である。これは、平成25年度のAMSの総受託額14億62百万のうち75.5%を占める。なお、平成25年度の売上高では総額13億81百万円のうち水道局への売上高が11億4百万円と80.0%を占めている。

表8-01 平成25年度の水道局からの受託業務

(単位：千円)

受託業務	契約金額
水道マッピンシステムデータベース更新業務	594,633
水道マッピンシステム機能向上・維持管理等業務	381,900
道路占用許可申請等入出力業務	49,288
給水装置図面等の電子データ取込業務	39,660
防食管理システム機能向上・維持管理等業務	29,200
その他各種業務	10,200
合計	1,104,882

(AMS作成資料より監査人が作成)

(注) 契約金額であるため、売上高とは一致していない。

AMSでは、平成25年度末現在、個別の案件・プロジェクトごとの原価管理や都とそれ以外からの受託業務に関する損益管理を実施しておらず、個別の案件・プロジェクトごとに受注金額と業務委託費のみを把握している。

AMSでは法人全体として利益を確保しているものの、仮に都以外の自治体向けのプロジェクトが赤字だった場合には、実質的に他の自治体からの受注案件の原価を水道局からの受注案件で負担していることになると考えられる。

また、AMSでは、将来の業務拡大を見越し、他の自治体からの受注案件で戦略的な低価格による入札参加や、現時点では販売実績のないシステム開発を行っている。しかしながら、個別の案件・プロジェクトごとの原価管理を行っていない現状では、当該案件でいくらの原価・損益が発生したのか、今後どれだけの費用を回収する必要があるのかが明らかにならず、戦略的な意思決定の適切性を判断することができない。

AMSでは案件・プロジェクトが多いため、共通経費の配賦をはじめとした原価の管理が困難であるとしているが、業務委託費以外の直接費を集計の上、共通経費についてはAMSの実態を踏まえた一定の基準を設けて配賦することで、個別案件・プロジェクトごとの適切な原価管理を行うことが可能になると考えら

れる。個別の案件・プロジェクトごとの損益をより正確に把握することは、次年度以降の戦略的意思決定に有用であること、見積りと実績を比較することによって水道局などからの受注案件の原価低減や見積り精度向上に有用である。

(意見2-15) プロジェクト別原価管理について

AMSでは、個別の案件・プロジェクトごとの原価管理を行っていないが、戦略的意思決定とその評価に有用であること、また見積りと実績を比較分析することによって原価低減に資することから、共通経費を一定の基準で配賦する等、今後は個別の案件・プロジェクトごとの原価管理を適切に行うべきである。特に、AMSの売上高の大部分を水道局からの受託業務が占めており、当該受託業務の原価が水道料金であることに鑑み、水道局のAMSに対する委託費用の適正性を確保するためにも、AMSは個別の案件・プロジェクトごとに、又は少なくとも水道局からの受注案件とそれ以外の受注案件別に損益を管理し、必要に応じて水道局に報告されたい。

3. ワッピンングシステムのデータ更新の再委託について

AMS は、水道局が所管するワッピンングシステムのシステムデータ更新について、水道局から受領した資料の確認、入力項目の精査、再委託先への指示及び入力後の検査などデータ更新において専門的判断を必要とする部分を直接行っている。一方、データ更新のうち、データ入力作業など定型的で単純な業務については、再委託を利用して当該業務を履行している。

表 8-02 にある平成 25 年度水道ワッピンングシステムデータベース更新業務委託単価契約に関する契約内容の妥当性を検討した結果、ワッピンングシステムデータベース更新入力業務及びワッピンングシステムデータ入力用図面照合作業の 2 契約について、単価同調方式といわれる方式を採用していた。

表 8-02 委託金額

(単位：千円)

受託業務件名	再委託先	委託金額
平成 25 年度水道ワッピンングシステムデータベース更新業務委託単価契約	A 社	87,389
	B 社	83,961
	C 社	74,304

(AMS 作成資料より監査人が作成)

単価同調方式とは、単価を入札にかけ、落札業者が決定した時点で入札に参加した他の会社が落札単価に同調すれば、入札に参加した会社がその業務を受注できるという仕組みである。

ここで、AMS は単価を入札で決定しているということで競争原理を働かせていると判断している。しかしながら、当該入札に参加できるのは協力会社として位置付けられている 3 社のみと限られていることから、透明性及び競争性に課題が残る。

AMS は、ワッピンングシステムデータ更新の案件において、前述のとおりデータの入力作業等の単純なものについては再委託により業務を履行し、効率化を図っているとしている。しかしながら、本業務の再委託は必ずしも特定の協力会社に限定する必然性はなく、また、再委託先が限定されることから競争性が著しく阻害される可能性のある仕組みであるということも否定できない。一方で、再委託先を従来のように限定しない場合には、今までに情報漏えい対策や品質確保を十分考慮に入れる必要がある。これらの条件を踏まえ、競争性のある取引が実施されるよう、体制を再検討することが望ましい。

(意見 2-16) ワッピンングシステムのデータ更新の再委託について  
平成 25 年度水道ワッピンングシステムデータベース更新業務の再委託に関し、一部の業務において、契約が協力会社に限定されるような入札方式が採用されている。再委託先が協力会社に限定される入札方式は、競争性が著しく阻害される可能性のある仕組みであるため、競争性が担保された入札方式を再検討し実施されたい。また、将来的に協力会社以外にも再委託先が選定される可能性を確保するよう、情報漏えい対策や品質確保など必要な対策を講じた上で、透明性・競争性が担保された入札方式を実施されたい。

4. 浄水施設・設備管理システムの開発計画について

AMS では、水道局を含め、あらゆる自治体に販売することを目的として、平成23年度からパッケージソフトウエアである「浄水施設・設備管理システム」を開発している。

当該システムの機能は、以下のとおりである。

浄水施設にはきわめて多くの装置や施設が設置されており、これらを適切に管理するためには浄水施設に関する豊富な知識と経験が必要になります。このシステムを日常業務に導入することによって、容易に効率的な資産管理が行えるだけでなく、業務効率の向上、人材育成、技術継承が促進されます。このシステムは「業務の見える化」をコンセプトに、資産管理・保全管理・リスク管理を三本柱として構築されており、業務の見える化は結果として浄水の安定した品質も確保します。今まさに喫緊の課題とされる人材不足や技術継承、そしてこれからは将来を見据えた資産管理が欠かせません。このシステムは日常業務を通して、これらの課題に適切にこたえていくものです。

(AMS ホームページより監査人が作成)

当該システムは浄水場内の施設・設備の適切な管理を支援するためのものである。例えば、水道水の品質確保のために定期的な施設の点検整備や適宜更新等を実施することなどから、当該システムを活用することの需要を想定することができる。

しかしながら、AMS では、開発着手時における当該システムの販売戦略、例えば開発時における販売見込みや販路の検討、損益分岐の検討、販売促進のための利用者側の導入負担軽減策など、新システムを開発・販売するに当たり必要と思われる販売計画を含めた開発計画が書面にて決裁されていない。

また、当該パッケージソフトウエアは、製造委託費用に約27百万円をかけた平成25年度末に完成済みであるが、販売実績はない。

(指摘2-7) 浄水施設・設備管理システムの開発について

一定金額以上のシステムを開発する場合には、正式な書面の形で販売見込みを含む開発計画を策定し、決裁することが必要であるが、浄水施設・設備管理システムの開発においては当該計画を書面にて決裁していないことから、今後このようなシステムの開発においては、販売見込みを含む適切な開発計画を正式な書面の形で策定し、決裁を得られたい。

5. 都以外の自治体に対するシステム販売について

AMS は、パッケージシステムを他の自治体に販売している。これに関して、平成24年度から平成25年度においては、以下のとおり、パッケージシステム関連業務を価格競争にて落札している。

表 8-03 A市下水道施設情報管理システム構築業務委託 (平成25年9月19日)

(単位：千円)

項番	落札者	入札額	結果
1	AMS	85,000	落札
2	他社1	97,200	
3	他社2	126,000	
4	他社3	130,000	
5	他社4	78,460	予定額60パーセント未満のため取消
6	他社5	75,000	予定額60パーセント未満のため取消

(A市制限競争付き一般競争入札 (業務希望型) 執行調書) より監査人が作成)

表 8-04 B市下水道台帳管理システム再構築業務委託 (平成25年3月12日)

(単位：千円)

項番	入札者	入札額	結果
1	AMS	29,500	落札
2	他社1	42,875	
3	他社2	69,000	

(B市執行結果表) より監査人が作成)

表 8-05 C市図面情報管理システムにおける参照系システム再構築業務及び保守業務委託 (平成24年4月6日)

(単位：千円)

項番	入札者	入札額	結果
1	AMS	10,000	落札
2	他社1	15,500	

(C市平成24年度上下水道局入札結果) より監査人が作成)

このような受注業務の入札額の決裁は、職責権限規程（職責権限表）により代表取締役（社長及び副社長）が行うこととされており、当該3つの案件については、代表取締役副社長が入札額の最終決定者となっている。

ここで、AMSでは、上記案件について、入札参加の意思決定時における個別案件の受注方針や採算性を含めた販売計画が承認されている書面が残されていない。したがって、システム販売に関する受注方針や販売計画の承認を書面で確認することができない状況にある。

（指摘2-8）都以外の自治体に対するシステム販売について  
 都以外の自治体に対するシステム販売については、入札参加の意思決定時における個別案件の受注方針や、採算性を含めた販売計画が策定され承認されていることを確認できる書面が残されていない。システムの開発計画や入札案件によっては会社業務に重要な影響を及ぼす可能性があること、また人事異動や退職によって、その時々の方針や計画が必ずしも適切に引き継がれない可能性もあることから、重要なシステムの販売に関する受注方針や販売計画は必ず書面で残すこととされたい。

6. 水道マッピングシステムのバックアップについて

AMSでは、水道局から、水道マッピングシステムのデータ入力業務を請負っているが、その入力業務については、表8-06のとおり外部の会社に再委託を行っている。

表8-06 データ入力業務の再委託金額

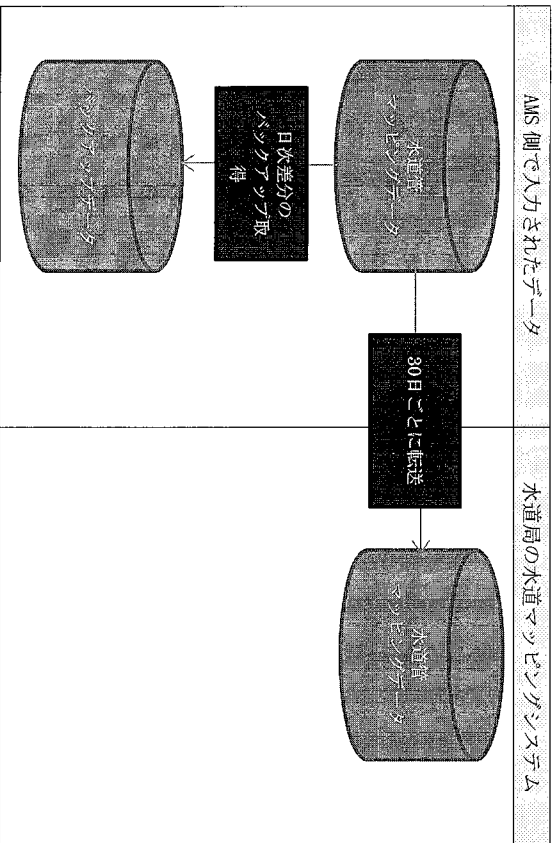
再委託先	業務内容	金額
A社	DB更新監理業務	56,000
B社	DB更新入力業務	72,135
C社	DB更新入力業務	65,521
D社	DB更新入力業務	75,798
	合計	269,455

（単位：千円）

（AMS作成資料より監査人が作成）

これらの再委託先が入力したマッピングシステムのデータは、毎月1回、AMSのマシンルームから水道局のデータセンターに転送されている。

AMSのマシンルームにおけるデータのバックアップは毎日実施され、その日に入力されたデータが取得されている。



しかしながら、AMS側で入力されたデータは、転送サイクルの1か月の間、外部にバックアップを保管、転送していない。したがって、仮にデータを転送する前の段階でAMSのパソコンルームが災害等により損害を受けた場合には、最大1か月分のデータが消失するおそれがある。

AMSによれば、バックアップシステムのデータ入力を外部に委託しているため、1か月分の入力データが消失した場合、1か月分の委託料(約22百万円：年間委託料269百万円÷12か月)のうち、約9百万円が損失となる可能性があるとのことであった。

(意見2-17) 水道バックアップシステムについて

水道バックアップシステムについて、AMS側で入力されたデータは水道局に転送されるまでの最大1か月の間、外部にバックアップを保管・転送していない。したがって、仮にデータを転送する前の段階でAMSのパソコンルームが災害等により損害を受けた場合には、最大1か月分のデータが消失するおそれがある。

水道バックアップシステムについては、日々のバックアップの保管方法を改善するなどバックアップ体制の再構築を図らねたい。

7. タクシープリペイドカードの管理について

AMSは、平成26年2月下旬に1万円のタクシープリペイドカードを100枚購入している。AMSによれば、当該タクシープリペイドカードは、社員が業務でタクシーを使用する際、社員の立替え負担を軽減するために購入したものであることである。ここで、AMSは社員に配布するプリペイドカードについて、誰に何枚渡しているかの受払を台帳管理しているものの、渡したプリペイドカードについてどのように使用・報告するかはルールは整備していない。なお、購入から平成25年度末までの約1か月の間における、当該タクシープリペイドカードの使用実績は約3万円であるが、100万円を購入時に一括費用処理している。

AMSはタクシープリペイドカードの社員への受払について受払台帳によって管理しているが、一部の使用については紛失時を含めて顛末を確認しておらず、未使用のプリペイドカードの回収も行っていない。

また、使用実績が1か月で約3万円であることを踏まえると、100万円分はプリペイドカードの保有量として、通常の使用範囲を超えているといわざるを得ない。

(意見2-18) タクシープリペイドカードの管理について

AMSは社員が使用することを目的としたタクシープリペイドカードについて、平成26年2月に一括購入をしている。通常使用すると想定される枚数を超えて過剰な在庫を保有していると認められるが、一部その使用内容の報告や在庫保管など適切な管理を行っていないものがある。このため、不適切な使用や紛失等が生じる可能性があるといわざるを得ない。したがって、タクシープリペイドカードについては、使用内容の報告・承認、受払や残高の確認などに関する管理規程を適切に整備し、運用することとされたい。

8. 賞与引当金に係る未払社会保険料について

一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものについては、負債として計上する必要がある。したがって、賞与引当金に係る未払社会保険料についても、負債に計上する必要があると考えられる。

そこで、AMSの平成25年度の決算を確認したところ、賞与引当金に係る未払社会保険料1百万円が負債に計上されていなかった。

AMSによれば、未払社会保険料の金額が確定していないこと及び金額的重要性がないと判断したことから、計上を行ってこなかったことである。

しかしながら、賞与に係る社会保険料等の会社負担分は賞与の支給に伴い必ず発生し、料率が明らかであることから金額を合理的に見積もることができる。

(指摘2-9) 賞与引当金に係る未払社会保険料について

AMSでは、平成25年度の賞与引当金に係る未払社会保険料1百万円については、金額が確定しておらず、また、金額が重要ではないと判断し、負債に計上していなかったが、今後は、負債として計上することとされたい。

9. 交際費支出について

AMSにおける平成23年度から平成25年度までの交際費支出は、表8-07のとおりである。

表8-07 交際費支出の推移 (3期間)

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交際費支出	1,086	992	1,522

(AMS「法人税申告書別表15」より抜粋)

また、常勤社員一人当たり年間交際費は表8-08及び表8-09のとおりである。

表8-08 年間一人当たり交際費の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間一人当たり交際費	28.6	28.3	42.3

表8-09 役員及び社員の合計人数の推移 (参考)

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員及び社員の合計	38	35	36

(注) 常勤役員及び常勤社員の合計

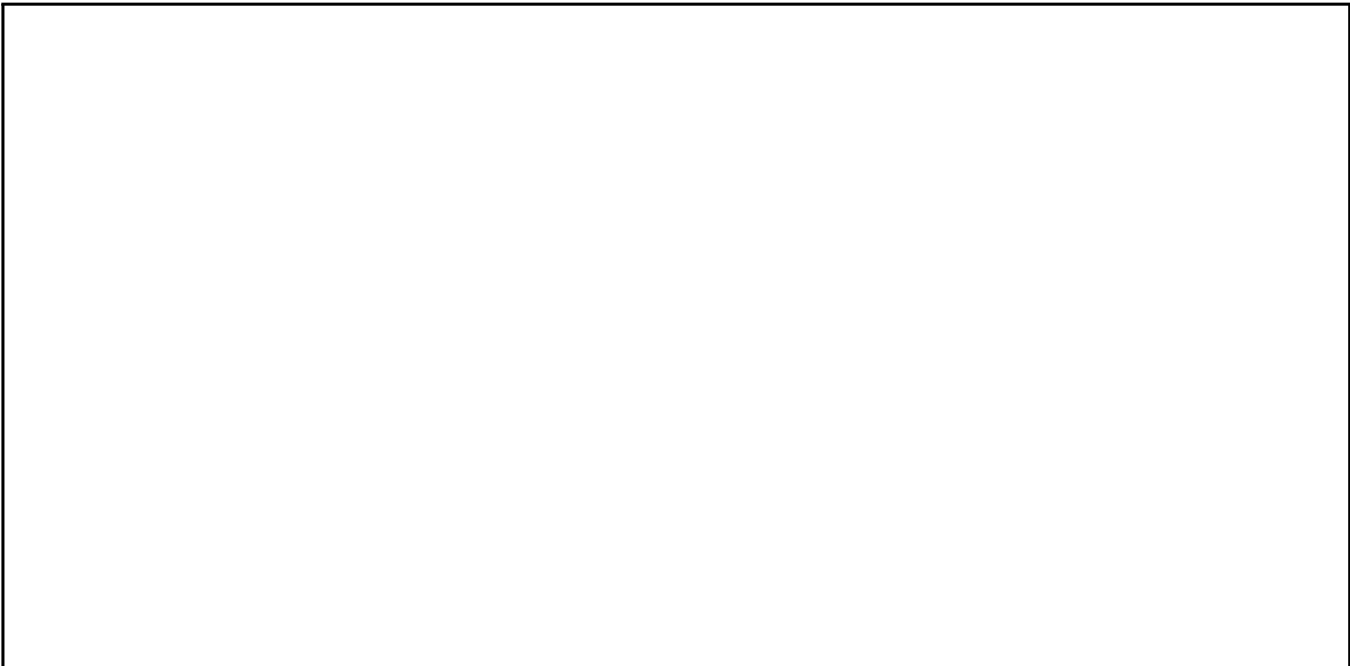
AMSでは、交際費に関する規程が存在していない。そのため、事前に決裁はされていないものの、交際費に関する明確なルールがなく、慣行に基づいて支出されている。

また、AMSは株式会社としての会社形態を有しているが、その業務は水道局からの受注が大部分を占めており、それ以外も自治体からの受注が多いことから、交際費を利用した販売促進等を積極的に図る必要性は乏しいものと考えられる。したがって、事業運営に必要不可欠な支出を除き、交際費のより一層の削減が求められる。

(意見2-19) 交際費の使用について

AMSでは、交際費に関する規程が存在していないことから、会社のルールとして、これを適切に策定し運用することとされたい。

また、AMSの業務は水道局からの受注が大部分を占めており、それ以外も自治体からの受注が多いため、交際費を利用した販売促進等を積極的に図る必要性は乏しいと認められることから、事業運営に必要不可欠な支出を除き、交際費支出の削減に努められたい。



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号

郵便番号  
112-0002